

資本効率向上ファンド TOB ハンター

追加型投信／国内／株式



本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下、「請求目論見書」といいます。）を含む詳細な情報は下記の委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。

また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されております。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額、その他ご不明な点は、下記の委託会社までお問い合わせください。

■委託会社:ファンドの運用の指図を行う者

ファイブスター投信投資顧問株式会社 金融商品取引業者登録番号 関東財務局長（金商）第2266号

ホームページ：<https://www.fivestar-am.co.jp/> お客様デスク：03-3553-8711（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）



■受託会社:ファンドの財産の保管および管理を行う者

三井住友信託銀行株式会社



委託会社の概要

委託会社名	ファイブスター投信投資顧問株式会社
設立年月日	2009年4月1日
資本金	2億6,532万円(2026年6月末現在)
運用する投資信託財産 の合計純資産総額	502億5,961万円(2026年6月末現在)



商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型	国内	株式



属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
その他資産 (投資信託証券(株式・一般))	年2回	日本	ファミリーファンド

※商品分類、属性区分は、一般社団法人資産運用業協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

- この目論見書により行う資本効率向上ファンド(愛称:TOB ハンター)の受益権の募集については、発行者であるファイブスター投信投資顧問株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年8月10日に関東財務局長に提出しており、2026年8月11日にその届出の効力が生じています。
- ファンドの商品内容に関して、重大な約款変更を行う場合には、委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの信託財産は受託会社により保管されますが、信託法(平成18年法律第108号)によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



ファンドの目的

当ファンドは、主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。以下同じ。）に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指して運用します。



ファンドの特色

親子上場解消などを背景として他社からのTOB（株式公開買い付け）の可能性の高い銘柄に着目した投資を行います。

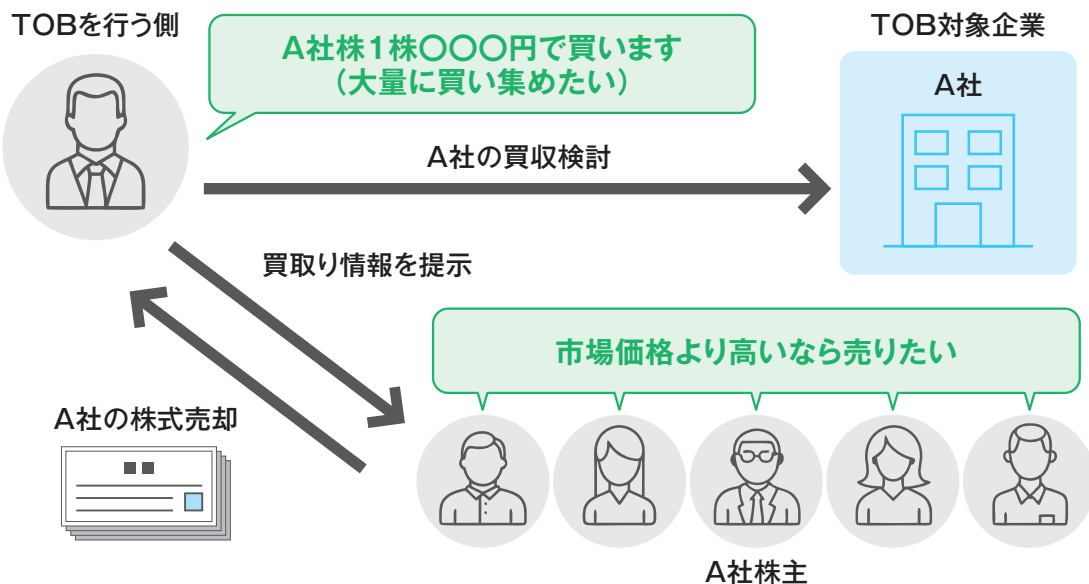
- ▶ 銘柄選定にあたっては、日本企業におけるコーポレートガバナンスの改革・進捗の動きを睨み、親子上場ないしは親子上場に準じた形態を取る企業群を主な投資対象として、それら企業群の望ましい資本構成への変化の可能性を考慮・重視した上で行います。
- ▶ マザーファンドの受益証券への投資を通じて、株式の組入比率は、通常の状態原則として高位を基本とします。

※ただし、市場環境やその他の要因により上記の運用ができない場合があります。

TOB（株式公開買い付け）とは？

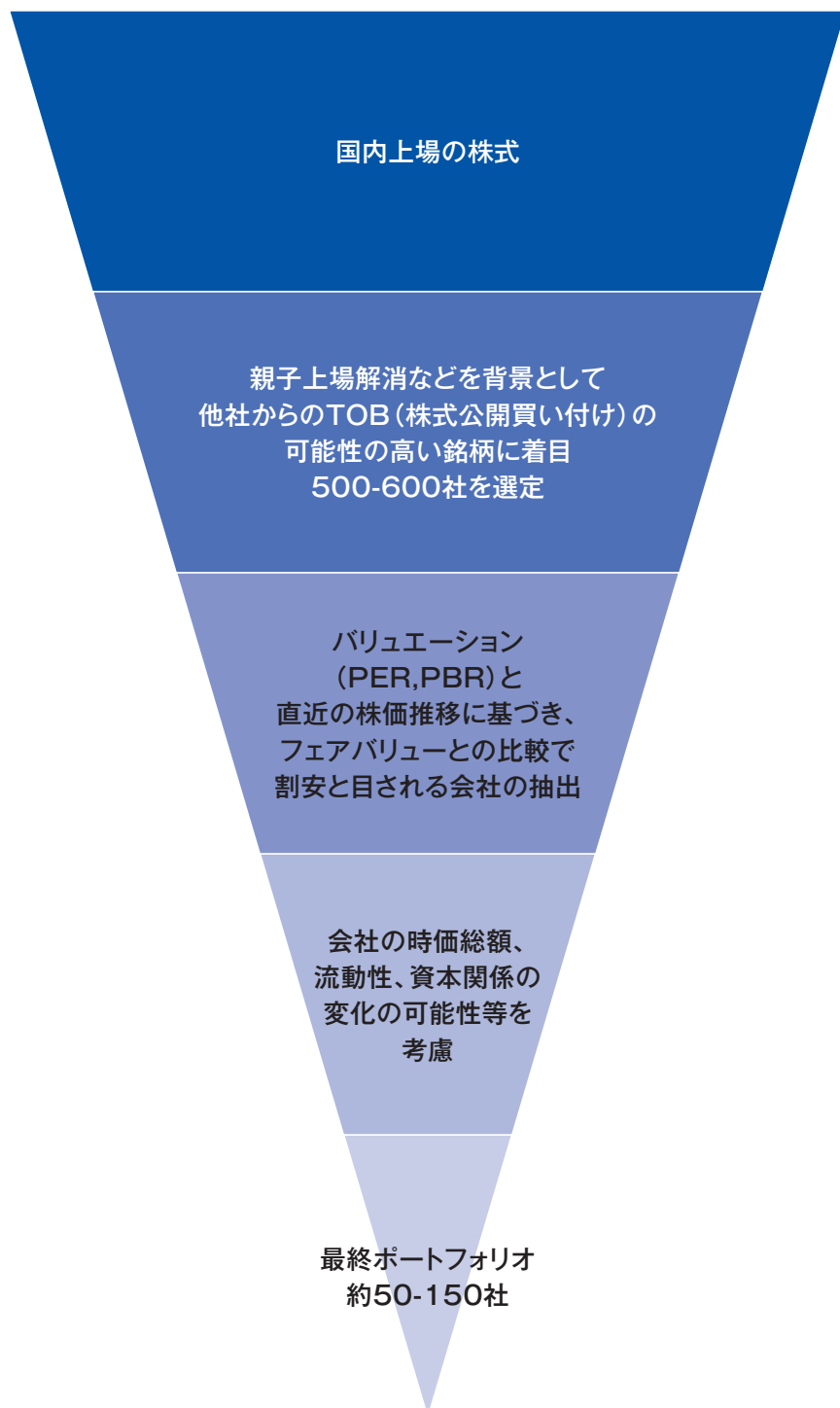
TOBとは、株式公開買い付け（Take Over Bid）の略で、対象企業の経営権取得を目的に、株式の買付価格や期間、株式数などを公告し、取引所外で多くの株主から大量に買付けることをいいます。他の株主から株式を売却してもらうため、TOBの買付価格は市場の取引価格よりも高くなるのが一般的です。

イメージ図





投資プロセス



主な投資対象

●親子上場にある銘柄

親子上場とは、親会社とその子会社がそれぞれ独立して株式を上場している状態を指します。
(親会社が保有する議決権比率が50%以上)

●持分法適用関係にある銘柄

持分法適用会社とは、企業が連結財務諸表を作成する際に、持分法を適用する対象となる関連会社のことを指します。
(親会社が保有する議決権比率が20%以上50%未満)

割安株の抽出スクリーニング

●PER(株価収益率)

株価が企業の利益と比べて割高/割安かを判断するための指標

●PBR(株価純資産倍率)

株価が1株当たり純資産の何倍かを表した指標で、一般的に企業の純資産から見た株価の割高/割安を判断するための指標

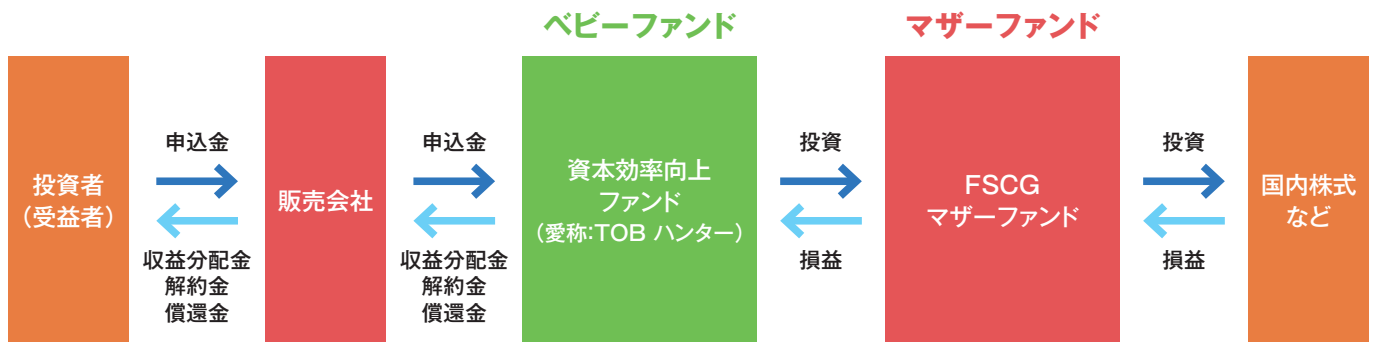
※上記は2026年6月末日現在の運用プロセスであり、将来変更される可能性があります。



ファンドの仕組み

◆当ファンドの運用は、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行います。

※ファミリーファンド方式とは、ベビーファンドの資金をマザーファンドに投資して、マザーファンドが実際に有価証券に投資することにより、その実質的な運用を行う仕組みです。



主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資は行いません。



分配方針

原則、年2回(5月10日、11月10日。ただし、休業日の場合には翌営業日とします。第一計算期間末は2025年11月10日です。)決算を行い、以下の方針に基づいて収益の分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益について、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

資本効率向上を背景に、TOB増加の可能性に注目

TOBの増加傾向について

近年、日本ではTOBが増加傾向にあり、2025年には年間100件を突破しました。これは、年換算で週に約2回のペースでTOBが発表される計算となり、今後の市場動向において注目すべきポイントです。

背景にある国策と市場の変化

TOB増加の背景には、日本政府が掲げる「資産運用立国」の国策があると考えられます。東京証券取引所を中心に進められているコーポレート・ガバナンス改革により、資本コストや資本収益性を重視した経営が強く求められるようになりました。この流れの中で、親子上場の解消が進み、結果として上場企業の数がイギリス、ドイツ、アメリカのように減少に転じることが予想されます。

TOBが果たす役割と今後の見通し

資本効率向上を目的とした企業再編が進む過程で、TOBは重要な手段として活用されるケースが増えています。この傾向は今後さらに強まると見られており、TOBの件数が一段と増加する可能性があります。

※コーポレート・ガバナンス（企業統治）とは、企業経営を管理・監督する仕組みを指します。特に株式会社においては、会社の所有者である株主の利益を最大化するための管理・監督システムのことを指します。この仕組みは、長期的な経済成長を実現する上で必要不可欠とされており、日本政府もその重要性を認識し、取り組みを強化しています。



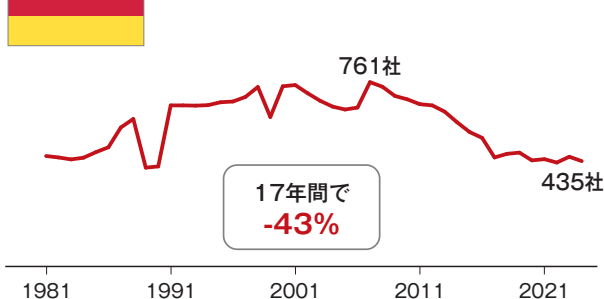
主要先進国の上場企業数の推移



(イギリス、1981年～2022年
ロンドン証券取引所)



(ドイツ、1981年～2024年
フランクフルト証券取引所)



(アメリカ、1981年～2024年
ニューヨーク証券取引所、NASDAQ)



(日本、1981年～2024年
東京証券取引所)



出所:国際取引所連合 データ基準日:2025年12月時点

※ロンドン証券取引所は2022年までのデータ、2015年から2020年まではデータなし

※上記は過去の情報または作成時点での見解であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

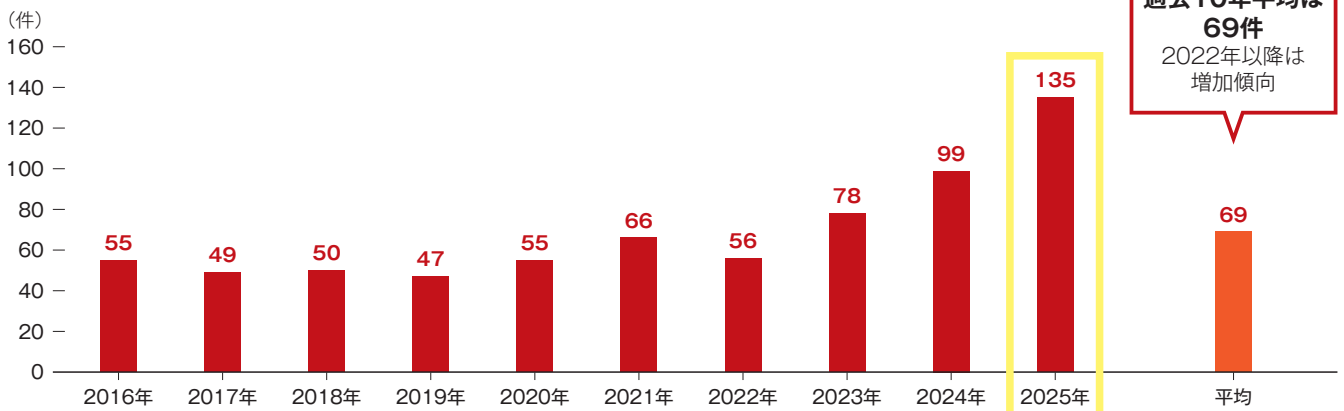
※当資料はファイブスター投信投資顧問株式会社が信頼できると判断した情報に基づき作成しておりますが、情報の完全性、正確性を保証するものではありません。

※当資料の内容は作成時点のものであり今後予告なく変更される場合があります。

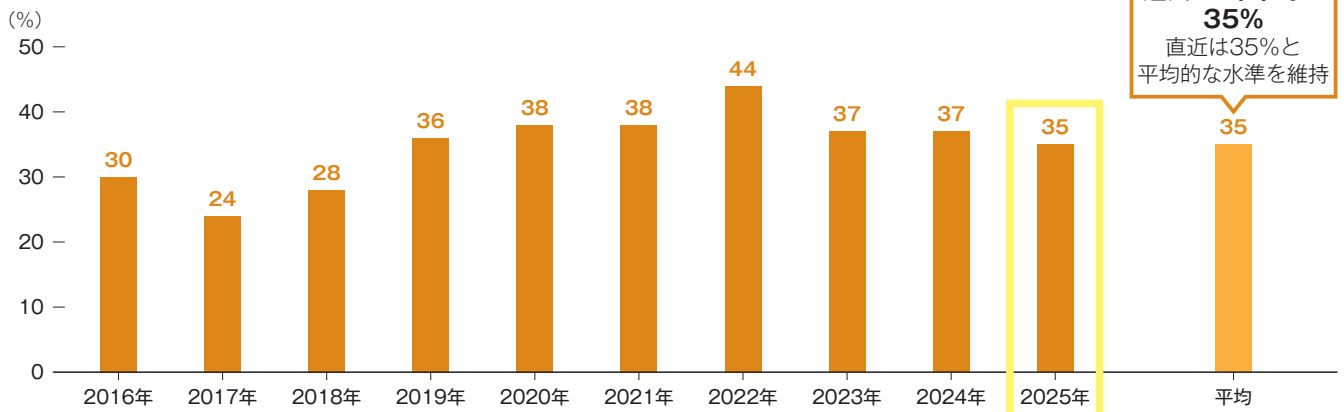


東証株式市場のTOB(株式公開買い付け)関連データ

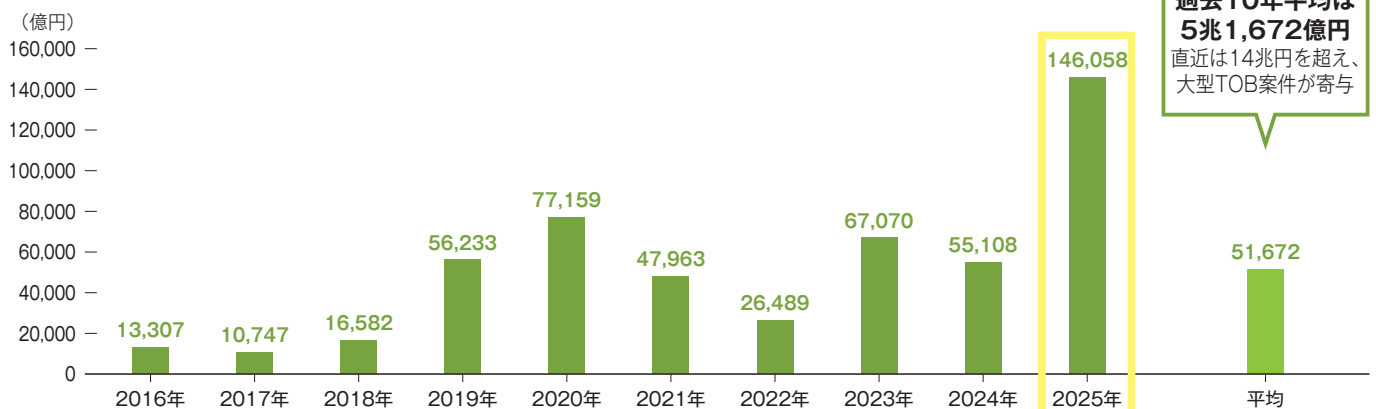
TOB案件数※1



TOBプレミアム※2(市場価格に対する上乗せプレミアム)



TOB総額



※上記は、2016/1/1～2025/12/30までのおよそ過去10年間における、東証上場企業に対するTOB案件(発表日基準)を対象に、Bloombergデータなどを基にファイブスター投信投資顧問が作成

※1 TOB案件数は、同一のTOB対象企業においてTOB条件がその後変更された際は重複して集計しています。その場合、TOB案件数はTOB対象企業数(TOB銘柄数)とは一致しません。

※2 (TOB価格-対象銘柄の20日平均株価)/対象銘柄の20日平均株価×100%の計算式に基づき算出した1年ごとの平均値

※上記は過去の情報または作成時点での見解であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※当資料はファイブスター投信投資顧問株式会社が信頼できると判断した情報に基づき作成しておりますが、情報の完全性、正確性を保証するものではありません。

※当資料の内容は作成時点のものであり今後予告なく変更される場合があります。



主な投資対象

◆当ファンドでは、**TOB（株式公開買い付け）される可能性の高い銘柄に着目し**、「子会社（親会社を有する上場会社）」、および、「持分法適用関係を受けている上場会社」などを主な投資対象とします。

① 子会社の数 290社

株主構成で筆頭株主が50%超のシェアを保有

■ **137社** 親も上場会社

■ **153社** 親は非上場会社、他

② 持分法適用会社の数 1,459社

株主構成で筆頭株主が20%超～50%未満のシェアを保有

■ **326社** 筆頭株主も上場会社

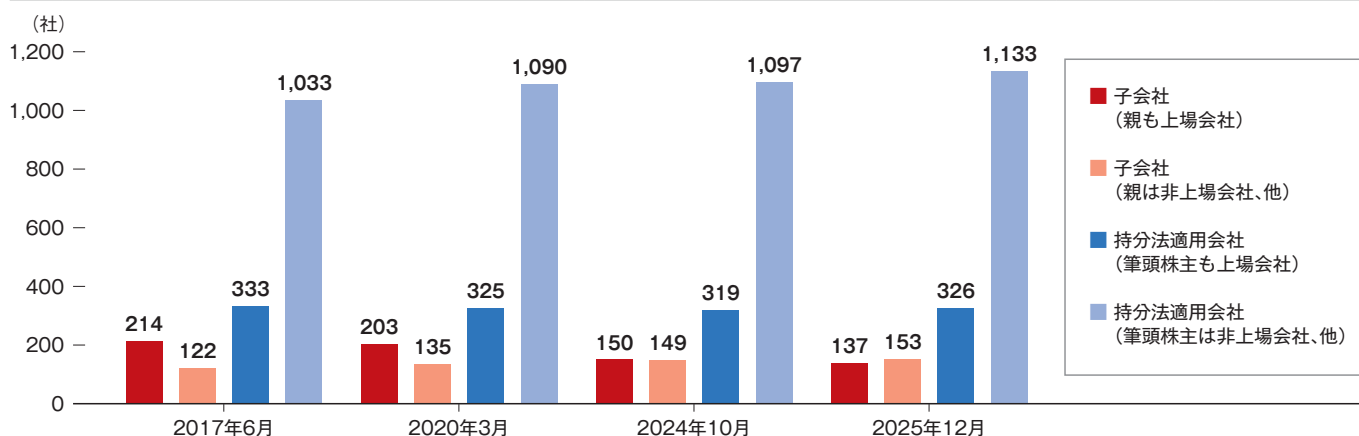
■ **1,133社** 筆頭株主は非上場会社、他

③ その他、買収案件、戦略的提携案件、中小型株の大手企業傘下入り等の買収・被買収案件

➡ **+アルファ（随時リサーチ）**

※**2025年12月末時点** Bloombergデータを基にファイブスター投信投資顧問が作成（子会社や持分法適用会社の判定基準は、各企業の筆頭株主の保有比率（形式基準）に基づき分類しております）

主な投資対象の特性	2017年6月	2020年3月	2024年10月	2025年12月	推移状況
■ 子会社（親も上場会社）	214社	203社	150社	137社	減少傾向
■ 子会社（親は非上場会社、他）	122社	135社	149社	153社	やや増加
■ 持分法適用会社（筆頭株主も上場会社）	333社	325社	319社	326社	横ばい
■ 持分法適用会社（筆頭株主は非上場会社、他）	1,033社	1,090社	1,097社	1,133社	やや増加
合計	1,702社	1,753社	1,715社	1,749社	横ばい



※上記は、Bloombergデータなどを基にファイブスター投信投資顧問が作成

※上記は過去の情報または作成時点での見解であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※当資料はファイブスター投信投資顧問株式会社が信頼できると判断した情報に基づき作成しておりますが、情報の完全性、正確性を保証するものではありません。

※当資料の内容は作成時点のものであり今後予告なく変更される場合があります。

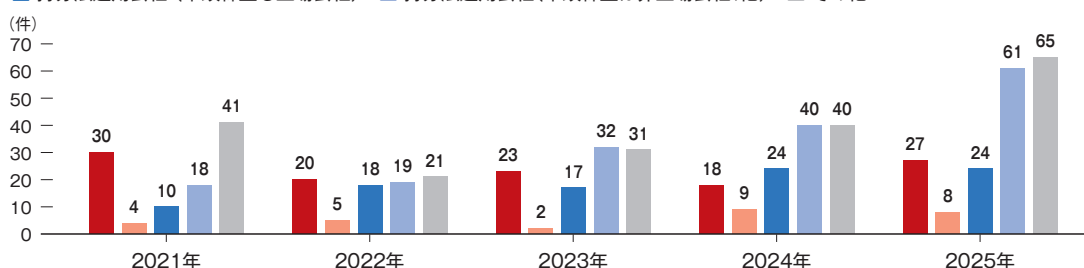


東証株式市場のTOB等の発生件数

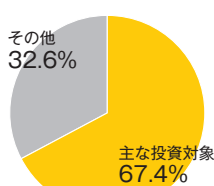
◆2021年以降のTOB等の発生件数になります。()内は発生割合

年	子会社 (親も上場会社)	子会社 (親は非上場会社、他)	持分法適用会社 (筆頭株主も上場会社)	持分法適用会社 (筆頭株主は非上場会社、他)	その他	総計
2021年	30 (29.1%)	4 (3.9%)	10 (9.7%)	18 (17.5%)	41 (39.8%)	103 (100.0%)
2022年	20 (24.1%)	5 (6.0%)	18 (21.7%)	19 (22.9%)	21 (25.3%)	83 (100.0%)
2023年	23 (21.9%)	2 (1.9%)	17 (16.2%)	32 (30.5%)	31 (29.5%)	105 (100.0%)
2024年	18 (13.7%)	9 (6.9%)	24 (18.3%)	40 (30.5%)	40 (30.5%)	131 (100.0%)
2025年	27 (14.6%)	8 (4.3%)	24 (13.0%)	61 (33.0%)	65 (35.1%)	185 (100.0%)
総計	118 (19.4%)	28 (4.6%)	93 (15.3%)	170 (28.0%)	198 (32.6%)	607 (100.0%)

■ 子会社(親も上場会社) ■ 子会社(親は非上場会社、他)
■ 持分法適用会社(筆頭株主も上場会社) ■ 持分法適用会社(筆頭株主は非上場会社、他) ■ その他



TOB等の発生割合



※上記は、2021/1/1～2025/12/30までの期間における、東証上場企業に対するTOB等の主な資本移動案件(発表日基準)を対象に、Bloombergデータなどを基にファイブスター投信投資顧問が作成

Q&A

Q1 この投資信託は、どのような銘柄に投資しますか？

A1 日本株式市場の上場銘柄の内、主に、親子関係や持分法適用関係などの解消を背景にTOB(株式公開買い付け)のターゲットになる可能性が高い銘柄に投資します。

Q2 特に重視しているセクターはありますか？

A2 セクターによる選別はいたしません。あくまでもTOBのターゲットになる可能性を最も重視して選別します。

Q3 TOBのターゲットになる可能性が高い銘柄に投資するメリットは？

A3 第一に、これまで実際のTOB価格は、直前の株価より、過去10年平均で34%程度高い水準であり、大きな収益チャンスとなります。第二に、こうしたTOBのターゲットになる可能性が高い銘柄は、一般的にどのような市場環境にあっても空売りの対象になりにくく、下げ相場での下値に耐性があると思われます。つまり、こうした銘柄はTOB発表直後に突然急騰することが多いことから、怖くて空売りの対象になりにくい訳です。

Q4 今後、日本株式市場においてTOBの件数が増える可能性はあるのでしょうか？

A4 今後、増えることが予想されます。東京証券取引所は、現在、上場企業に対して資本効率の向上を要請しています。これにより、親子上場等の形態を持つ企業は、その解消を目指した取り組みを検討しており、その過程でTOBによる解決を実施するケースは今後、増加すると予想されます。

Q5 過去数十年間、主要先進国では、上場企業数は大幅に減少しているのに対し、日本のみが逆行して倍増するという特殊な状況にありました。今後、その潮目が変わる可能性はあるのでしょうか？

A5 近年、日本においても資本効率の向上が重視され始めたことで、上場企業数はピークアウトしつつあり、さらに、今後は減少傾向に転じる可能性が高く、こうした変化によってTOBの件数が一段と増えることが見込まれます。

Q6 親子上場などの解消がどんどん進展することで、今後、この投資信託の投資対象銘柄が枯渇することはないでしょうか？

A6 企業の資本効率向上への取り組み全般をターゲットとした投資を行いますので、向こう20年以上の長期に渡って、投資対象銘柄が枯渇する可能性は低いと考えています。例えば、親子上場解消などの銘柄群の他、買収案件、戦略的提携案件、中小型株の大手企業傘下入り等の買収・被買収の案件などにも着目しています。つまり、TOBやMBO(経営陣による既存株主からの株式取得)のみならず、幅広くM&A(企業の合併と買収)も含めた資本効率向上の全般で収益チャンスを狙って参りますので、投資対象銘柄は潤沢に存在すると予想されます。

※上記は過去の情報または作成時点での見解であり、将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

※当資料はファイブスター投信投資顧問株式会社が信頼できると判断した情報に基づき作成しておりますが、情報の完全性、正確性を保証するものではありません。

※当資料の内容は作成時点のものであり今後予告なく変更される場合があります。



基準価額の変動要因

信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者に帰属します。

投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドは、主に投資信託証券(マザーファンド)への投資を通じて、国内株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被る場合があります。

主なリスクは以下の通りです。

有価証券の 価格変動リスク	当ファンドは、実質的に国内の株式等を主要投資対象としますので、当ファンドの基準価額は当該株式等の価格変動の影響を大きく受けます。株式等の価格は、国内外の政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況の変化、市場における需給・流動性による影響を受けて変動します。従って、株式等の予想外の価格変動があった場合には、当ファンドに重大な損失が生じる場合があります。当ファンドでは、中小型株式に投資する場合がありますが、中小型株式や新興企業株式の株式は、大型株に比べ株価が大幅に変動することがあります。
銘柄選定方法に 関するリスク	銘柄選定には運用の基本方針に基づいて行います。従って、ファンドの構成銘柄や業種配分は、日本の株式市場やインデックス等とは異なるものになり、ファンドの構成銘柄の株価も大きく変動する場合があります。
流動性リスク	市場取引量の急激な増大、市場規模の縮小、市場の混乱等の影響により、注文時に想定していた価格と大きく異なる価格で売買が成立する可能性があります。従って、組入れ有価証券等の予想外の流動性があった場合には、当ファンドに重大な損失が生じる場合があります。一般に中小型株式の株式は、市場規模や取引量が少ないため、このような状況に陥る可能性が高い場合があります。
信用リスク	当ファンドは、投資信託証券(マザーファンド)への投資を通じて、実質的に投資している有価証券の発行体において、経営不振、その他の理由により債務不履行が発生した場合、またはそうした事態が予測される場合等には、当該発行体が発行する有価証券の価格は大きく下落し、基準価額が値下がりする場合があります。
解約による 資金流出に伴う リスク	一部解約金の支払資金を手当てするために、当ファンドが投資する投資信託証券(マザーファンド)において、組入れている有価証券等を大量に売却する場合があります。この場合、市場規模や市場動向によっては、有価証券等を当初期待された価格で売却できない場合があり、当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

(ご注意) 以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。



その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申し込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 当ファンドは、預金や保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には、投資者保護基金の対象とはなりません。
- 分配金は、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合があります。投資者のファンド購入価額によっては、分配金の一部または全部が実質的には元本の一部払戻に相当する場合があります。



リスクの管理体制

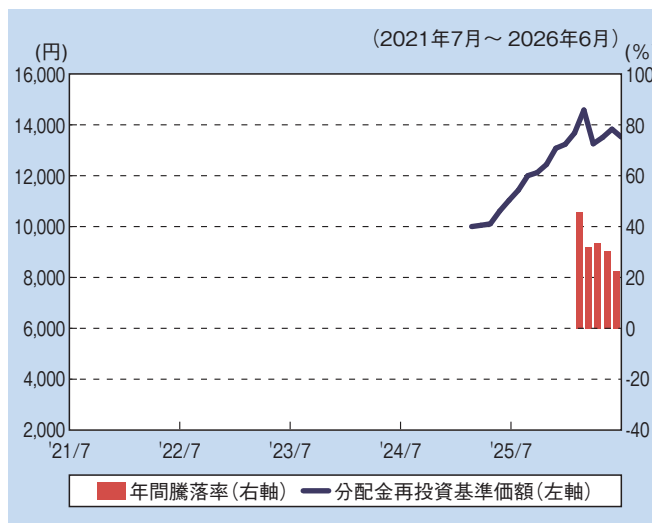
運用リスクを管理する部門では、信託財産の運用成果とその内容について客観的に把握するため、定期的にパフォーマンス評価を実施するとともに、流動性リスクを含む運用リスクの状況、法令、主な投資制限等の遵守状況及び運用事務状況をモニタリングし、定期的にコンプライアンス委員会に報告します。

- パフォーマンスの考査 …………… ファンドの運用状況については、パフォーマンス分析および評価の結果がコンプライアンス委員会に報告され、審議を行います。
- リスクの管理 …………… コンプライアンス上のリスク、委託会社の業務において発生しうるあらゆるリスクについて、コンプライアンス委員会に報告され、審議を行います。

※上記体制は 2026年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

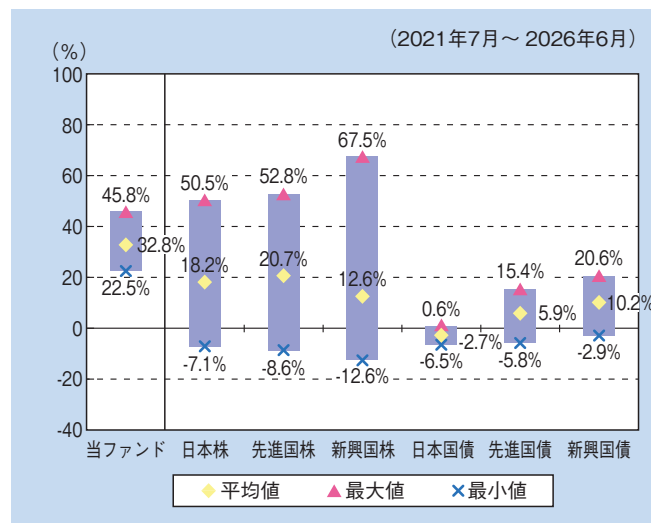


※上記5年間の各月末における直近1年間の騰落率および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです(当ファンドの設定日以降で算出可能な期間についてのみ表示しています。)

※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額とは異なる場合があります。(分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



※当ファンドについては2026年2月～2026年6月(5年未満)、他の代表的な資産クラスについては2021年7月～2026年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものであり、決算日に対応した数値とは異なります。

※当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※先進国株ならびに新興国株については米ドルベースのため、Bloomberg L.P.(ブルームバーグ・エル・ピー)が提供する円換算の指数を表示しております。

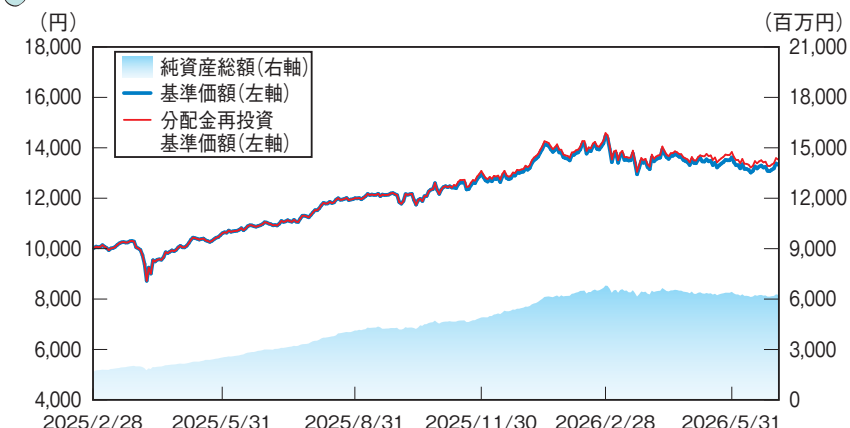


各資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	TOPIX(配当込み)	TOPIXとは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケットベンチマークで、TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研に帰属します。株式会社JPX総研は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。株式会社JPX総研はTOPIXの算出もしくは公表方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している我が国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債のほか、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI国債は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産であり、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任ありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、商標権、その他知的財産権はすべてFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)	FTSE新興国市場国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、商標権、その他知的財産権はすべてFTSE Fixed Income LLCに帰属します。



基準価額・純資産の推移



※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
 ※基準価額の計算において信託報酬は控除しております。

基準価額および純資産総額

基準価額 (1万口当たり)	13,311円
純資産総額	6,248百万円

※基準価額の計算において信託報酬は控除しています。
 ※純資産総額は単位未満を切り捨てております。

分配の推移

決算期	分配金
第1期(2025年11月10日)	100円
第2期(2026年5月11日)	100円
設定来累計	200円

※分配金は、1万口当たり税引前の金額です。
 ※分配金は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。
 あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。



主要な資産の状況

◆主要な資産の状況

組入資産	比率(%)
株式	96.2
先物・オプション	0.0
現金その他	3.8

※当ファンドの実質組入比率です。
 ※比率は小数点第2位を四捨五入しております。

◆市場別構成比率

市場	比率(%)
プライム	72.0
スタンダード	22.0
グロース	3.1
その他市場	0.5

※マザーファンドの対純資産総額比です。
 ※比率は小数点第2位を四捨五入しております。

◆組入上位10業種

	業種	比率(%)
1	情報・通信業	16.4
2	建設業	11.1
3	サービス業	10.3
4	化学	6.8
5	卸売業	6.0
6	不動産業	5.8
7	その他金融業	4.6
8	小売業	4.3
9	医薬品	4.1
10	機械	4.0

※マザーファンドの対純資産総額比です。
 ※比率は小数点第2位を四捨五入しております。

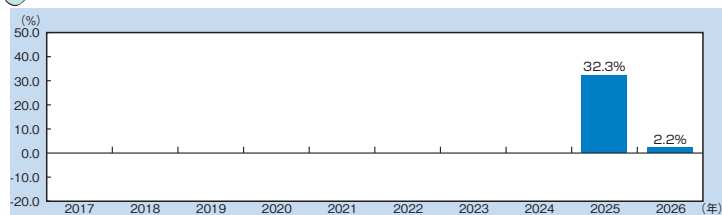
◆組入上位10銘柄(組入全銘柄数:205銘柄)

	銘柄名	市場	業種	比率(%)
1	インターネットイニシアティブ	プライム	情報・通信業	1.3
2	ライフドリンクカンパニー	プライム	食料品	1.3
3	スカパーJSAT	プライム	情報・通信業	1.2
4	東京きらぼしフィナンシャルグループ	プライム	銀行業	1.2
5	日本酸素ホールディングス	プライム	化学	1.1
6	トレンドマイクロ	プライム	情報・通信業	1.1
7	信越ポリマー	プライム	化学	1.1
8	ハビネット	プライム	卸売業	1.1
9	協和キリン	プライム	医薬品	1.1
10	大阪チタニウムテクノロジー	プライム	非鉄金属	1.1

※マザーファンドの対純資産総額比です。
 ※比率は小数点第2位を四捨五入しております。



年間収益率の推移(暦年ベース)



※当ファンドにはベンチマークはありません。
 ※ファンドの「年間収益率」は、「税引前分配金再投資基準価額」の騰落率です。
 ※2025年は設定日(2025年2月28日)から年末までの騰落率を、2026年は年初から6月末までの騰落率を、それぞれ表しています。
 ※収益率は小数点第2位を四捨五入しております。

ファンドの過去の運用実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページでご確認いただけます。



お申込みメモ

購 入 単 位	1口または1円単位として販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認ください。
購 入 価 額	購入申込日の基準価額とします。
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	1口または1円単位として販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認ください。
換 金 価 額	換金(解約)受付日の基準価額
換 金 代 金	原則として換金(解約)受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申 込 締 切 時 間	営業日の午後3時30分までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。
購 入 の 申 込 期 間	2026年8月11日から2027年2月10日までとします。 ※申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1億口または1億円以上の換金(解約)請求は、正午までお願いいたします。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金(解約)の受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金(解約)申込みの受付を取消す場合があります。
信 託 期 間	原則として2045年2月28日までです。(2025年2月28日設定)
繰 上 償 還	委託者は、純資産総額が10億円を下回ったときには、受託者と合意の上、信託期間を繰上げて償還させる場合があります。また、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が生じた場合には、受託者と合意の上、信託期間を繰上げて償還させることができます。
決 算 日	年2回(毎年5月10日、11月10日。ただし、休業日の場合には翌営業日とします。第一計算期間末は2025年11月10日です。)
収 益 分 配	年2回、毎決算時に収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。
信 託 金 の 限 度 額	ファンドの信託金の限度額は1,000億円です。
公 告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページアドレス https://www.fivestar-am.co.jp なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	原則として、毎年5月10日、11月10日(休日の場合は翌営業日)および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付されます。
課 税 関 係	● 課税上は、株式投資信託として取扱われます。 ● 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※上記は、2026年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。 ● 配当控除の適用があります。 ● 益金不算入制度の適用はありません。



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、上限を3.3% (税抜3.0%) として、販売会社が定める料率を乗じて得た額とします。購入手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、並びに販売の事務等の対価です。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に 年1.155%(税抜 年1.05%) の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎計算期間末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。			
	当ファンドの運用管理費用 (信託報酬) (年率)		税込 年1.155% (税抜 年1.05%)	運用管理費用＝日々の純資産総額×信託報酬率
	配分	委託会社	0.50%	委託した資金の運用の対価
		販売会社	0.50%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
		受託会社	0.05%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
※表中の率は税抜きです。別途、消費税がかかります。				
その他の費用・ 手数料	以下の費用・手数料は、信託財産中から支払われます。			
	法定書類の作成・印刷・ 交付にかかる費用		有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書(これらの訂正に係る書類を含みます。)目論見書、運用報告書等の作成、印刷および提出に係る費用	
	監査費用		監査法人等に支払う信託財産の財務諸表の監査に要する費用	
	信託財産の計理業務および これに付随する業務に係る 費用		信託の計理業務(設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等)およびこれに付随する業務(法定帳票管理、法定報告等)に係る費用	
	信託事務の処理に関する 費用		信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、信託財産において資金借入をした際の利息	
	組入有価証券取引に伴う費用		組入有価証券の売買の際に仲介人に支払う売買委託手数料等	
	公告に係る費用		信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用	
	法律顧問および税務顧問に 対する報酬および費用		法律顧問ならびに税務顧問等に支払う信託財産に関する法律・税務に対する助言等の費用	
※これらの費用等は、運用の状況等により変動するため、料率、上限率等をあらかじめ表示することが出来ません。				



ファンドの税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

●少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2026年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

●法人の場合は上記とは異なります。

●税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
資本効率向上ファンド	1.28%	1.18%	0.10%

※対象期間は2025年11月11日~2026年5月11日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。



FIVESTAR
ASSET MANAGEMENT CO.,LTD